町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設を」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設を」と、「当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中」を加え、「同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を「同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「（保育所を除く。以下この条において同じ。）について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、「同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは「、第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」に改め、同条第三項中「第四十六条第四項」を「第三十五条第六項」に改め、「並びに」を削り、「及び」を「」と、「並びに」とあるのは「及び」に、「「児童福祉施設」を「第四項の規定による児童福祉施設」に、「第百七十四条の四十九の二第一項に」を「第四項の規定による第百七十四条の四十九の二第一項第十八号に」に改め、「特定児童福祉施設」と」の下に「、「第二十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と」を加える。

（生活保護法施行令の一部改正）

第三条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第四条の二中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

第四条の三中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　子ども・子育て支援法

第四条の三中第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（社会福祉法施行令の一部改正）

第四条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業

（消防法施行令の一部改正）

第五条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一⑹項ハ⑶中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第六条　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（特定社会福祉事業）

第二条　法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第七条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（平成十七年法律第百二十三号）」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」を加え、「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」を「、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

第十四条の二及び附則第三条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の下に「、子ども・子育て支援法」を加える。

（介護保険法施行令の一部改正）

第八条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第三十五条の五中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七　子ども・子育て支援法

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第三十五条の四中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七　子ども・子育て支援法

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「（療養介護を提供するものを除く。）」を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）